

○県有林関連林道等受益負担金交付要綱

(昭和41年1月25日告示第52号)

[沿革] 平成4年4月1日告示第261号の13、9年11月28日第856号、12年3月22日第227号改正

県有林関連林道等受益負担金交付要綱を次のように定める。

県有林関連林道等受益負担金交付要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、林道及び作業道（以下「林道等」という。）の利用区域内に県有林がある場合に、その林道等の事業費の一部を県が受益者として負担する負担金（以下「受益負担金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2 県が負担金を負担する対象となる事業は、市町村又は森林組合が、県有林を利用区域を含む林道等（農林漁業金融公庫資金による融資林道等を除く。）を、県の設計積算の方法に基づく設計又は認定に基づき開設、改良、舗装又は災害復旧する事業で、工事費認定額が30万円を超えるものとする。

(負担の対象となる工事費等の額)

第3 受益負担金は、工事費及び工事施行に伴う用地買収費並びに補償費の合計額から、国庫補助金等の特定収入を差し引いた額を対象として負担するものとする。

2 前項の工事費等の額は、工事費にあつては国庫補助の対象となる工事の設計に適用される基準に基づいて算出した額、土地家屋等の買収費又は補償費にあつては、市町村の固定資産税評価額に基づいて算出した額とする。

(受益負担金の額)

第4 受益負担金の額は、別に定める算定要領により算出した額以内の額とする。

(受益負担金交付申請)

第5 受益負担金の交付を受けようとする者は、県有林関連林道等受益負担金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて12月末日までに、知事に提出するものとする。

- (1) 県有林関連林道等事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 位置図（5万分の1地形図に記入したもの。）
- (4) 用地買収及び補償に関する調書
- (5) その他知事が必要と認めた書類（自力工事の場合の設計書等）

(受益負担金交付の決定)

第6 知事は、第5の申請書を受理したときは、関係書類を審査のうえ、適当と認められる者に、受益負担金の交付を決定し、負担金交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(工事完了届)

第7 受益負担金交付の決定を受けた者(以下「事業施行主体」という。)が当該工事を完了したときは、県有林関連林道等工事完了届(別記第4号様式)を、知事に提出しなければならない。

(計画変更届の提出)

第8 事業施行主体が、事業計画に変更を加えようとするときは、県有林関連林道等事業計画変更届(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(受益負担金の交付)

第9 知事は、事業施行主体から工事完了届出を受けたときは、工事の内容につき必要な事項を調査のうえ、受益負担金を交付する。

(実績報告)

第10 受益負担金の交付を受けた事業施行主体は、県有林関連林道等事業実績報告書(別記第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて、翌年度の5月末日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 県有林関連林道等事業成績書(別記第3号様式)

(2) 収支決算書(別記第3号様式)

(受益負担金交付の取消等)

第11 受益負担金の交付の決定又は交付を受けた者が、受益負担金交付に関し、不正の行為があったときは、知事は受益負担金交付の通知を取り消し、若しくは変更し、又はすでに交付した受益負担金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(提出書類の経由等)

第12 この要綱により知事に提出する書類は所管地域振興局長を経由しなければならない。

2 前項の提出書は、すべて2部とする。

附 則

この要綱は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(平成4年4月1日告示第261号の13)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。